

介護職種における技能実習生の受入れを検討される 事業所のみなさまへ

昨年 11 月に外国人技能実習法が新たに施行されました。

新たな制度においては、監理団体は許可制となり、技能実習生を受け入れようとする実習実施者（法人等）は、許可された監理団体の指導のもと技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構による認定を受けることが必要とされています。

この新たな制度が開始されると同時に、介護職種についても技能実習生の受入れが可能となったことから、今後、介護職種の受入れを進めたいという相談が寄せられています。

介護職種を含め、技能実習生を受け入れるにあたっては、外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受ける必要がありますが、それらの審査等に一定の期間を要するため、技能実習計画については、入国予定日の 4 か月前までに申請いただくよう推奨しています。

今後、技能実習生の受入れを検討される場合には、手続きやそれに係るスケジュール、事業所での実習体制の整備について、監理団体と相談の上、計画的に検討されるようよろしくお願いいたします。